

## 通所介護事業所における事業所規模区分について

### 1 事業所規模による区分

事業所規模による区分については、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところです。当該平均利用延人員数の計算に当たっては、当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が第一号通所事業（旧介護予防通所介護に相当するサービス）者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該第一号通所事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされています。（事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には含めない取扱いとなっています。）

### 2 平均利用延人員数の計算

① 3時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に2分の1を乗じて得た数。

② 5時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数。

※第一号通所事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えありません。

例) 午前・午後に分けてサービス提供を行っている場合に、午前10人、午後15人の利用者であれば、その日の第一号通所事業利用者数は15人となります。

※1月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数。

### 3 前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始、又は再開した事業者を含む）又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数になります。

※平均利用延人員数＝利用定員×90%×当該年度の月の平均営業日数

### 4 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人員数になります。

### 5 事業所規模の区分について

①通常規模型の平均利用延人員数……300超～750人以下

②大規模型（Ⅰ）の平均利用延人員数……750超～900人以下

③大規模型（Ⅱ）の平均利用延人員数……900人超

参考 厚生省通知〔平成12年3月1日 老企第36号 第2の7(4)〕の「事業所規模による区分の取扱い」

## 通所リハビリテーション事業所における事業所規模区分について

### 1 事業所規模による区分

事業所規模による区分については、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所リハビリテーション費を区分しているところです。当該平均利用延人員数の計算に当たっては、当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされています。（事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には含めない取扱いとなっています。）

### 2 平均利用延人員数の計算

- ① 1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数。
- ② 2時間以上3時間未満及び3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数。
- ③ 4時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数。

※介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えありません。

例) 午前・午後に分けてサービス提供を行っている場合に、午前10人、午後15人の利用者であれば、その日の介護予防利用者数は15人となります。

※1月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数。

### 3 前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始、又は再開した事業者を含む）又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数になります。

※平均利用延人員数＝利用定員×90%×当該年度の月の平均営業日数

### 4 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所リハビリテーション費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人員数になります。

### 5 事業所規模の区分について

- ①通常規模型の平均利用延人員数……………750人以下
- ②大規模型（Ⅰ）の平均利用延人員数……………750超～900人以下
- ③大規模型（Ⅱ）の平均利用延人員数……………900人超

参考 厚生省通知〔平成12年3月1日 老企第36号 第2の8(6)〕の「平均利用延人員数の取扱い」

## 介護予防通所リハビリテーションにおける事業所評価加算について

### 1 事業所評価加算の概要

事業所評価加算は、選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスをいう。以下同じ。）を行う介護予防通所サービス事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、試行的取組として、評価対象となる期間（各年1月1日から12月31日までの期間をいう。）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における介護予防通所サービスの提供につき加算を行うものである。

### 2 事業所による事業所評価加算（申出）の届出

選択的サービスの加算の届出を行い、介護予防通所サービスを提供している事業所において、翌年度から事業所評価加算の算定を希望する場合には、各事業所が各年10月15日までに各都道府県へ「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」にて「事業所評価加算（申出）」の届出を行う必要がある（届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合にその旨の届出は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合にはその旨の届出が必要となる。）。

### 3 算定のための基準

- (1) 算定のための基準＝利用実人員数が10人以上であり、選択的サービス実施率が60%以上であり、評価基準値が0.7以上であること。

#### ①選択的サービス実施率の算出

$$\frac{\text{評価対象期間内選択的サービスを利用した者の数}}{\text{評価対象期間内に介護予防通所リハビリテーションをそれぞれ利用した者の数}} \geq 0.6$$

#### ②評価基準値の算出

$$\frac{\text{要支援状態区分の維持者数} + \text{改善者数} \times 2}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数（注）}} \geq 0.7$$

(注) 評価対象期間は、各年1月1日から12月31日までとされているが、各年12月31日までに、評価対象受給者を確定することから、10月末日までに更新・変更認定が行われた者は翌年度の評価対象受給者となるが、11月以降に更新・変更認定が行われた者については、翌々年度の評価対象受給者となる。

### 3 廃止・休止・再開届出の手続き

#### (1) 廃止・休止・再開届出が必要な場合

指定介護サービス事業者は、当該指定に係るサービスの事業を廃止又は休止するときは、その廃止又は休止の日の1ヶ月前までに県知事に「廃止、休止又は再開届出書」を提出してください。また、休止した事業を再開したときは、10日以内に県知事に「廃止、休止又は再開届出書」を提出してください。

#### (2) 廃止・休止・再開届出に必要な書類

下記の書類を用意して県知事に提出します。

##### ア 廃止・休止届出の場合

- ① 「廃止、休止又は再開届出書（第4号様式）」
- ② 「老人居宅生活支援事業廃止（休止）届」（介護予防を含む、訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護のみ）

##### イ 再開届出の場合

- ① 「廃止、休止又は再開届出書（第4号様式）」
- ② 「付表」（該当するサービス分）
- ③ 共通様式「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」
- ④ 従業員全員の資格証の写し（有資格の職種のみ）
- ⑤ 運営規程

※休止・廃止・再開等の説明（留意事項、添付書類一覧等）や、所定の様式は沖縄県高齢者福祉介護課のホームページからダウンロードできます。

#### <変更届出の説明>

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/kaisei/hennkou.html>

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護サービス関係（介護指導班） > 変更等届出（休止・廃止・再開含む）

#### <所定の様式>

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/kaisei/yousiki1.html>

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護サービス関係（介護指導班） > 届出様式（指定・変更等届出）

# 介護保険事業者指定更新の手引き

令和元年 8 月

高齢者福祉介護課

# 目 次

## I 介護サービス事業者の指定の更新について

- 1 指定更新制の概要
- 2 指定更新制の対象・非対象事業者及び指定権者について
  - (1) 対象事業者及び指定権者
  - (2) 非対象サービス（みなし指定適用）
- 3 沖縄県指定の更新を受けようとする事業者に係る要件
  - (1) 全事業者共通要件
  - (2) サービス毎の欠格事由根拠規定

## II 指定更新申請の手続き

- 1 指定更新手続きの流れ
  - (1) 指定有効期限の確認＜事業所＞
  - (2) 指定更新申請書類の作成＜事業所＞
  - (3) 申請書類の提出＜事業所＞
  - (4) 申請書類の審査＜沖縄県＞
  - (5) 指定の更新通知＜沖縄県＞
- 2 手数料の納付
- 3 その他
  - (1) 申請書類提出後の変更、廃止、休止の取扱い
  - (2) 指定有効期間満了後の申請に対する処分の取扱い
  - (3) 休止中の事業所の取扱い

# I 介護サービス事業者の指定の更新について

## 1 指定更新制の概要

平成 18 年 4 月に介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）が改正され、定期的に指定事業者の基準適合状況を確認するため、指定の効力に 6 年間の期限が設けられました。これにより指定事業者は、指定日（又は前回更新日）から 6 年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間満了によって指定の効力を失うこととなります。

※介護老人保健施設及び介護医療院については、「指定」を「許可」と読み替える。以下同様とする。

## 2 指定更新制の対象・非対象事業者及び指定権者について

### (1) 対象事業者及び指定権者

以下の表に掲げる事業者が指定更新制の対象となり、実施するサービスにより指定権者が異なります（一部のサービスは実施主体により非対象サービスになります。次号参照）。

その中で、沖縄県において指定更新手続きを行うのは、ア～カのサービスとなります。なお、ア～カのうち、事業所所在地が那覇市に所在する事業者は那覇市において手続きを行うこととなります。

区分	沖縄県（又は那覇市） が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行う サービス
介護 給付	ア 指定居宅サービス事業者 イ 指定介護老人福祉施設サービス事業者 ウ 介護老人保健施設サービス事業者 エ 指定介護療養型医療施設サービス事業者 オ 介護医療院サービス事業者	キ 指定居宅介護支援事業者 ク 指定地域密着型サービス事業者
予防 給付	カ 指定介護予防サービス事業者	ケ 指定地域密着型介護予防サービス事業者 コ 指定介護予防支援事業者 サ 介護予防・日常生活支援総合事業

(2) 非対象サービス（みなし指定適用）

以下の表に掲げるサービス等について、保険医療機関等が行う場合で「みなし指定」が適用される事業所は指定更新申請の手続きは必要ありません。

※「保険医療機関等」が行うサービスでも、介護保険事業の指定を受けている場合は、指定更新申請の手続きが必要です。

	保険医療機関 (病院,診療所)	保険薬局	介護老人保 健施設併設	指定介護療養 型医療施設併 設	介護医療 院併設
① 訪問看護	○				
② 介護予防訪問看護	○				
③ 訪問リハビリテーション	○				
④ 介護予防訪問リハビリテーション	○				
⑤ 居宅療養管理指導	○	○			
⑥ 介護予防居宅療養管理指導	○	○			
⑦ 通所リハビリテーション	○		○		○
⑧ 介護予防通所リハビリテーション	○		○		○
⑨ 短期入所療養介護			○	○	○
⑩ 介護予防短期入所療養介護			○	○	○

### 3 沖縄県指定の更新を受けようとする事業者に係る要件

(1) 全事業者共通要件

ア 申請者が法人格を有していること。（病院・診療所においては非該当）

イ 当該申請に係る事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、沖縄県条例及び同施行規則で定める基準を満たしていること。

ウ 申請者が、当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な事業運営をすることができること。

エ 申請者、法人の役員等及び申請に係る事業所の管理者が法に定める欠格事由に該当しない者であること。

(2) サービス毎の欠格事由根拠規定

ア 指定居宅サービス事業者	法第70条第2項
イ 指定介護予防サービス事業者	法第115条の2第2項
ウ 指定介護老人福祉施設サービス事業者	法第86条第2項
エ 介護老人保健施設サービス事業者	法第94条第3項
オ 指定介護療養型医療施設サービス事業者	(旧)法第107条第3項
カ 介護医療院サービス事業者	法第107条第3項



## Ⅱ 指定更新申請の手続き

### 1 指定更新手続きの流れ

#### (1) 指定有効期限の確認<事業所>

各事業所において、指定（更新）通知書や、高齢者福祉介護課ホームページにおいて、指定有効期限の確認を行ってください。

※高齢者福祉介護課のホームページに、毎年、当該年度の4月～翌年6月までの指定更新対象事業所を掲載いたします。

#### (2) 指定更新申請書類の作成<事業所>

ア 更新申請に必要な書類を確認のうえ、必ず事業所毎、サービス種毎に作成してください。

また、一つの事業所が複数のサービスを提供する場合でも、申請書類をそれぞれ作成し、提出してください。

イ 提出する書類については、下の「申請に必要となる書類」をご覧ください。

ウ 作成にあたっては、指定基準に合致しているか沖縄県条例、同施行規則及び解釈通知を再確認ください。

エ 提出前に、各提出書類の添付書類等や記載すべき事項の漏れがないか、必ず確認をして下さい。

オ 県への届出事項に変更がある場合は、更新手続きの前に変更届も提出して下さい。

#### [申請に必要となる書類]

- ① 「指定（許可）更新申請書」（第10号様式）
- ② 「付表」（指定（許可）に係る記載事項）（サービス毎に別様式）
- ③ 「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（申請月の4週間分とし、職種の兼務がある場合にはそれぞれの時間数も明確にすること。）
- ④ 「資格証等の写し」（資格が必要な職種のみ。）  
「従業者の雇用が確認できる資料の写し」（雇用契約書又は労働条件通知書）
- ⑤ 「誓約書」※サービス類型毎に様式が異なります。
- ⑥ 「介護支援専門員確認表」（特定施設入居者生活介護及び介護保険施設サービスのみのみ。）
- ⑦ 「業務管理体制に係る届出書の写し」
- ⑧ 「沖縄県収入証紙」（所定様式に貼付すること。）  
手数料の納付については、次項「2 手数料の納付」にて確認して下さい。
- ⑨ 「申請書類確認リスト」
- ⑩ 「事業所の平面図」参考様式3（設計平面図でも可）
- ⑪ その他必要と認められる書類

上記の①から⑪までの提出書類以外に県が必要と認める書類がある場合には、別途個別に追加書類の提出を求めることがあります。

なお、必要となる様式類については、県高齢者福祉介護課のホームページに電子ファイルを掲載してありますので、御利用ください。

#### (3) 申請書類の提出<事業所>・・・指定有効期限の1ヶ月前までに！！！！

ア 上記（２）で作成した書類を、指定有効期限の１ヶ月前までに、所管の県機関（本庁、福祉事務所）へ郵送又は持参により書類を提出してください。

提出先については、普段、変更届出等を提出している受付窓口（「申請書類提出先」参照）に郵送又は持参により提出してください。

イ 郵送により提出する際は、郵送途中の紛失への対応のため、簡易書留により郵送して下さい。

ウ 持参による提出の場合は、必ず窓口において、事業所控え（写し）に受領印を押印してもらおうようにして下さい。

エ 申請書類については、必ず事業所控え（写し）を保管しておいて下さい。

オ 提出前に、各提出書類の添付書類等や記載すべき事項の漏れがないか、必ず再確認をして下さい。

<申請書類提出先>

所管事業所	窓 口
介護保険施設、特定施設入居者生活介護事業所、短期入所生活介護事業所及びその併設介護保険事業所（同一敷地内介護保険事業所を含む）	沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課 介護指導班 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 TEL 098-866-2214
名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村に所在する居宅サービス事業所	沖縄県子ども生活福祉部北部福祉事務所 地域福祉班 〒905-0017 沖縄県名護市大中2丁目13番1号 TEL 0980-52-0051
宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村に所在する居宅サービス事業所	沖縄県子ども生活福祉部中部福祉事務所 地域福祉班 〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番28号 TEL 098-989-6603
浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町に所在する居宅サービス事業所	沖縄県子ども生活福祉部南部福祉事務所 地域福祉班 〒901-1104 沖縄県島尻郡南風原町宮平212番 TEL 098-889-6364
宮古島市、多良間村に所在する居宅サービス事業所	沖縄県子ども生活福祉部宮古福祉事務所 福祉班 〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1125番 TEL 0980-72-3771
石垣市、竹富町、与那国町に所在する居宅サービス事業所	沖縄県子ども生活福祉部八重山福祉事務所 福祉班 〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里438番1 TEL 0980-82-2330

(4) 申請書類の審査<沖縄県>

審査の過程で必要と認められる書類の追加提出をお願いすることや書類の内容等に関する疑義照会をする場合があります。また、必要に応じて現地調査を行うこともあります。

(5) 指定の更新通知<沖縄県>

書類審査等により指定の更新に係る要件を充足していると判断された事業所に対しては、有効期間満了日までに更新通知書を送付します。

## 2 手数料の納付

- (1) 指定更新にあたっては、沖縄県の条例に基づき、手数料を納付して頂くことになります。また、手数料の額は下記のとおりサービス種毎に異なります。
- (2) 手数料は、別に定める貼付様式に沖縄県収入証紙を貼付し、申請書類に添えて納付してください。（「沖縄県収入証紙」は、「収入印紙」とは異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
- (3) 手数料は、申請に係る審査事務のための手数料となっており、審査の結果、更新が認められない場合においても手数料は返還されませんので、御了知おきください。

手数料(収入証紙)の金額

(単位:円)

介護保険サービス種	申請の区分と金額		
	新規指定	指定更新	変更許可
指定居宅サービス事業者	20,000	9,000	—
指定介護老人福祉施設	41,000	17,000	—
介護老人保健施設	63,000	17,000	33,000
指定介護療養型医療施設	30,000	17,000	—
介護医療院	63,000	17,000	33,000
指定介護予防サービス事業者	5,000	3,000	—

※沖縄県収入証紙は、銀行等の金融機関において取り扱っておりますが、それ以外の販売所については、沖縄県出納事務局会計課ホームページにおいて公開しております。

## 3 その他

(1) 申請書類提出後の変更、廃止、休止の取扱い

ア 申請書類の提出後に変更事項があった場合は、申請書類のうち該当する書類の差し替えを行うとともに、通常どおり変更届出を行ってください。

イ 申請書類の提出後に事業所を廃止又は休止する場合には、所管の県機関に連絡の上、申請書類の取り下げ書(任意様式)を提出するとともに、廃止又は休止するための手続きを行って下さい。

なお、この場合においても手数料については、返還できませんので御了知おきください。

(2) 指定有効期間満了後の申請に対する処分の取扱い

事業者が指定の更新の申請をした場合において、指定の有効期間の満了日までに、

当該申請に対する処分がされないときは、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでは、従前の指定が有効となります。

(3) 休止中の事業所の取扱い

休止中の事業所については、人員及び設備に関する基準を満たしていないため、指定の更新は認められず、指定の有効期間満了日をもって指定の効力を失うこととなりますので、事業再開の予定がない事業所においては速やかに廃止の届け出を行ってください。

ただし、指定の有効期間満了日までに事業再開の手続きがなされ、基準を満たしていると判断された場合には、指定の更新が認められます。

なお、指定の有効期間満了日までに再開の手続きがなされなかった場合には、指定の効力を失っているため、新規に指定申請を行っていただくこととなります。

# 業務管理体制について

## 業務管理体制の整備

平成 20 年の介護保険法の改正により、平成 21 年 5 月 1 日から、介護サービス事業者（法人）には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定及び許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められています。また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出なければいけません。

## 業務管理体制の整備に関する届出

第 1 号様式：整備及び区分の変更に係る届出書（新規または事業展開地域を変更する場合）

第 2 号様式：届出事項変更に係る届出書（届出事項に変更が生じた場合）

※詳しくは県 HP をご覧下さい<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/20922.html>

## 業務管理体制確認検査（一般検査）

沖縄県では、届出のあった業務管理体制の整備の内容及び運用状況を確認するため、「介護サービス事業者の業務管理体制の確認検査実施要領」を策定し、県に届出のあった全ての事業者を対象として、定期的（概ね 6 年に 1 回）に確認検査（一般検査）を実施します。

高齢者福祉介護課又は所管の福祉事務所から一般検査の実施通知がありましたら、各事業者において適切に対応し、法令遵守等の意識の向上と取組の充実を図ってください。

### 1 検査対象事業者

沖縄県に対し業務管理体制の整備に関する届出を行った事業者

### 2 検査実施機関

沖縄県高齢者福祉介護課、北部福祉事務所、中部福祉事務所、南部福祉事務所、宮古福祉事務所、八重山福祉事務所

### 3 検査の実施方法

確認検査（一般検査）は、対象となる事業者に対し、「業務管理体制の整備に係る一般検査調査票」の提出を求める書面検査の方法により実施します。

### 4 提出書類

業務管理体制の整備に係る一般検査調査票

### 5 参考

介護サービス事業者の業務管理体制の確認検査実施要領

## 介護サービス事業者の業務管理体制整備の届出にあたっての注意事項

介護サービス事業者等からの問い合わせにおいて、「運営する事業所等の数え方」について誤っているケースが多く見受けられました。

「事業所等の数え方」については、以下の通りとなりますのでご注意願います。

### ○事業所等の数え方

整備すべき業務管理体制は、介護サービス事業者が運営する事業所等の数により異なりますが、事業所等を数える際には以下の点についてご注意願います。

**◇ 事業所等の数については、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。**

(同一事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は異なる事業所等として数えます。)

**◇例えば、『厚労園ヘルパーステーション』という事業所が、「訪問介護」と「介護予防訪問介護」の指定を併せて受けている場合、その事業所数は「2」と数えます。**

**◇その場合、届出様式の「3 事業所名称等及び所在地」欄への記載については、名称等が同一の事業所等であっても省略せずに記載してください。**

その際には、お手数ですが名称の最後に( )書きにてサービス種別がわかるようにしていただくようご協力願います。＜下記参照＞

事業所名称	指定年月日	介護保険事業所番号	所在地
厚労園(福祉施設)	平成19年5月1日	1234567890	東京都〇〇区〇〇1-1-1
厚労園(短期入所)	平成19年5月1日	1234567890	東京都〇〇区〇〇1-1-1
厚労園(予防短期入所)	平成19年5月1日	1234567890	東京都〇〇区〇〇1-1-1
厚労園(通所介護)	平成19年5月1日	1234567890	東京都〇〇区〇〇1-1-1
厚労園(予防通所介護)	平成19年5月1日	1234567890	東京都〇〇区〇〇1-1-1
厚労園ヘルパーステーション(訪問介護)	平成21年3月1日	1222222222	東京都〇〇区〇〇1-1-1
厚労園ヘルパーステーション(予防訪問介護)	平成21年3月1日	1222222222	東京都〇〇区〇〇1-1-1
計 7 カ所			

## 業務管理体制の整備に関する届出の受付窓口一覧

### 1 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者

- (1) 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 → 厚生労働省老健局
- (2) 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 → 事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事

### 2 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者

- (1) 全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者 → 市町村
- (2) 上記以外の事業者 → 県（本庁）

### 3 1及び2以外の事業者

- (1) 施設（居住）系サービス事業所を含む事業者 → 県（本庁）
- (2) 事業所等が3以上の福祉事務所所管区域に所在する事業者 → 県（本庁）
- (3) 全ての事業所等が那覇市内に所在する事業者 → 県（本庁）
- (4) 上記以外の事業者 → 県（福祉事務所）

※ ただし、2の福祉事務所所管区域に所在する事業者は、事業所数の多い福祉事務所。同数の場合は主たる事務所の所在する福祉事務所。